

小郡市単品スライド条項の運用基準
(小郡市工事請負契約約款第26条第5項に関する事項)

小郡市工事請負契約約款第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用について、当分の間、下記のとおり運用することとする。

（甲：発注者、乙：請負業者）

記

1 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を越えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

2 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

- p : 設計時点における各対象材料の単価
 p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価
 D : 4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量
 k : 落札率
 P : 1に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）の $M_{\text{変更鋼}}$ 又は $M_{\text{変更油}}$ を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の $M_{\text{変更鋼}}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、（1）の $M_{\text{変更油}}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、（1）の算定によりスライド額を算定する。
- (3) （2）の規定の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
- ① 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
 - ② 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
 - ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5の（3）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3の（1）の②の（イ）に規定する平均価格を乗じて得た金額。
- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（p'）は、次に定めるとおりとする。
- ①鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。
 - ②燃料油

(ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

- (イ) 各対象材料のうち、5の(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあつては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
- (2) (1)の①及び②(ア)に規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約約款第14条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
- ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
 - ② 設計図書に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量
 - ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

- (1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 乙が(1)に規定する求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料について、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出しがたい事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4に規定する対象数量とすることができる。

6 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求（以下「代金変更請求」という。）は、当該請求の際に残工期が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) 代金変更請求があったときは、工事請負契約約款第26条8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを代金変更請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この運用により行う請負代金額の変更契約は、工期の末に行うものとする。

7 その他

- (1) 国土交通省の単品スライドの運用拡充を踏まえ、鋼材類・燃料油の2品目以外にも、発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用対象資材とする。
- (2) 鋼材類・燃料油の2品目以外の適用対象資材に係るスライド額の計算等は、鋼材類について算定する場合の取り扱いに準じる。

8 適用年月日

この運用は、平成20年11月1日から実施する。

9 経過措置

工期の末日がこの運用の適用日以降で平成21年1月31日以前である工事に係る6の(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年11月30日まで」とする。